

大阪府立東淀川高等学校 部活動に係る活動方針

令和7年度版

1. 部活動の目的

部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (1) 各部ごとに年間及び毎月の計画を作成して活動を行う。また、この計画は各部の方法で部員及びその保護者とも共有し、活動への理解と協力を求める。
- (2) 部活動の顧問（以下、部顧問という。）は本校の教職員が複数で担当する。その際、役割を分担するなどして過度の負担が生じないように努める。

3. 部活動における休養日（以下、休養日という。）及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は週1日以上を設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。対外試合等でその設定が困難な場合であっても、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を含め、部ごとに年間で104日以上を設定する。
- (3) 土曜日及び日曜日や連休中における休養日は、原則として月当たり2日以上となるようにする。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。なお、種目等による違いは考慮する。
- (5) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動が必要な場合は、部顧問及び指導者（以下、部顧問等という。）は生徒の健康に十分配慮して、休憩時間等を適切に設定し、無理のないように活動させるとともに、生徒が学校生活に支障をきたすことがないように、その後に休養日を設ける等の配慮をする。
- (6) 平日に設定された休養日において、技量及び体力維持のための短時間（通常の終礼後から午後5時までを想定）の自主練習（強制を伴わず、個人の意思で行う練習）やミーティングを行うことができる。

4. 部顧問等による指導について

- (1) 部活動の指導に当たっては、いかなる場合も体罰を行ってはならない。また、威圧的な言動等による指導では生徒の自発性は育たない。このことを忘れずに指導に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すように努めること。

5. その他

- (1) 部顧問等は事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施し、生徒には安全に対する意識づけをする。
- (2) 部顧問等は無理のない安全な活動メニューの作成を心掛け、生徒が自主的に活動を行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、生徒、部顧問等ともに過度な負担とならないように注意する。
- (4) 練習時間について、朝練の時間も活動時間に含める。準備・後片付けの時間は活動時間に含めない。